

国立大学法人京都工芸繊維大学ネーミングライツ・パートナー募集要項

国立大学法人京都工芸繊維大学（以下「本学」という。）では、本学の教育研究環境の向上を図るための財源を確保することを目的として、本学の保有施設のネーミングライツ・パートナーとなることを希望する法人を以下のとおり募集します。

1. 対象施設等

- ・松ヶ崎キャンパス プラザKIT
- ・松ヶ崎キャンパス 東3号館 1階 K101講義室

2. 募集の概要について

(1) 協定の条件

- ① 協定の期間：令和5年4月1日から原則3年以上（更新可）
- ② ネーミングライツ料（年間協定額。消費税及び地方消費税は別途。）

(2) 応募資格

ネーミングライツ・パートナーとなることを希望する法人（以下「ネーミングライツ・パートナー」という。）。ただし、次の各号に掲げる欠格事由に該当するものは、応募資格がないものとします。

- ① 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業を営むもの及び当該営業に類する事業を行うもの
- ② 行政機関から行政指導を受け、改善がなされていないもの
- ③ 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条第1項に規定する貸金業法を営む者（銀行法（昭和56年法律第59号）第2条第1項に規定するものを除く。）
- ④ 賭け事に関する業種に属する事業を行うもの
- ⑤ 政治団体
- ⑥ 宗教団体
- ⑦ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号に同じ。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員ではなくなった日から5年を経過していない者の統制下にあるもの
- ⑧ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生手続開始の申立てをしているもの及び申立てがなされているもの
- ⑨ 国税、地方税等を滞納しているもの
- ⑩ 前各号によるもののほか、本学のネーミングライツ・パートナーとしてふさわしくないと本学が認めるもの

(3) 別称の付与

- ① 命名する別称（法人名、商標名、法人ロゴ、シンボルマークや愛称等のことをいう。以下同じ。）は対象施設等の運営に支障を及ぼさないものとします。
- ② 別称並びに別称のサイン及び案内看板等（以下「サイン等」という。）は、本学での審議の上、最終決定しますので、別称及びサイン等の変更を求めることがあります。

③ 混乱を避けるため、ネーミングライツ・パートナーからの協定期間中の別称の変更はできません。

④ 大学施設にふさわしい別称及びサイン等とし、次に掲げるものは認められません。

- ・法令等の規定に違反し、又は違反するおそれのあるもの
- ・公の秩序又は善良の風俗に反するおそれのあるもの
- ・人権を侵害し、又は差別を助長するおそれのあるもの
- ・本学又は第三者が保有する著作権、商標権その他知的財産権を害するもの又はそのおそれのあるもの
- ・個人情報に係るもの
- ・政治活動、宗教活動、意見広告及び個人の名刺広告に関するもの
- ・社会問題等の主義、主張に係るもの
- ・誇大、虚偽、誤認等のおそれのあるもの
- ・美観風致を害するおそれのあるもの
- ・青少年の保護及び健全育成の観点から適切でないもの
- ・その他本学が別称又はサイン等として適当ではないと認めるもの

(4) その他の特典、付帯条件等

ネーミングライツ・パートナーには、次の各号に掲げる特典があります。

(※詳細な内容については、本学と事前協議することが必要です。)

なお、特典等の権利については、第三者への譲渡や転貸等はありません。

- ① 対象施設等にサイン等を設置することができます。ただし、法令、条例等に基づく規制や施設構造により一定の制限がされる場合がありますので、事前に本学との協議をお願いします。
- ② 本学は、本学のホームページや広報誌等を通じて、別称の普及と定着に努めます。
- ③ ネーミングライツ・パートナーは、ネーミングライツ・パートナーであることをPRすることができます。
- ④ その他に希望される特典等（付帯条件）があれば、応募時に提案することができます。

(5) 別称の表示、使用等に伴う費用負担

- ① サイン等の設置、維持、変更及び協定期間満了後の原状回復に係る費用はネーミングライツ・パートナーの負担とします。（ネーミングライツ料とは別に負担願います。）なお、サイン等の内容（デザインや大きさ等）及び設置場所については、本学と協議が必要です。
- ② 協定締結後に作成する本学広報誌等への別称の表示及び本学のホームページ掲載等については本学の負担で行います。
- ③ 別称の使用開始日において、サイン等の設置等が完了していない場合においても、協定期間及びネーミングライツ料に変更はありません。
- ④ サイン等が破損した場合、又はこれにより第三者に損害が生じた場合の責任は、すべてネーミングライツ・パートナーの負担とします。

(6) 募集期間及び提出方法

令和5年1月30日（月）から令和5年2月10日（金）

受付は、持参、郵送又はEメールにて行います。

郵送又はEメールでの受付は、募集期間最終日の午後5時必着とします。なお、持参の場合の受

付時間は土、日、祝日及び本学が定める休日を除く、午前9時から午後5時までとします。

(7) 応募書類

- ① ネーミングライツ申請書（別紙様式）
- ② ネーミングライツ・パートナーを希望する法人に係る以下の書類等
 - (イ) 概要及び直近3年間の決算報告書
 - (ロ) 登記事項証明書（発行3か月以内のもの）
 - (ハ) 国税、地方税等を滞納していないことを証する書面（納税証明書など）

(8) 選定方法

次の資格要件及び選定基準をもとに、本学役員会において、応募の趣旨、別称案、希望ネーミングライツ料及び希望期間等を総合的に判断してネーミングライツ・パートナーの候補者を選定します。なお、いずれの応募についても、不適当とする場合もあります。

資格要件及び選定基準

選定項目		要件、基準等
資格要件	資格	<ul style="list-style-type: none"> ・応募資格を満たしているか。 ・過去に重大な事故及び不誠実な行為を行っていないか。 ・経営基盤が安定しているか。
	別称（サイン等を含む）	<ul style="list-style-type: none"> ・学生、教職員及び地域住民に受け入れられるか。 ・施設等のイメージを損なうおそれがないか。 など
選定基準	ネーミングライツ料	<ul style="list-style-type: none"> ・金額に応じて総合的に評価する。
	期間	<ul style="list-style-type: none"> ・年数に応じて総合的に評価する。
判定	資格要件や選定基準を勘案し、総合的に判定する。	

(9) 選定結果の通知及び公表

選定結果はすべての応募者に通知します。

3. 協定の締結

本学は、ネーミングライツ・パートナーの候補者と協議のうえ、ネーミングライツに関する協定を締結します。

なお、協定締結後、決定した別称、ネーミングライツ・パートナー及び協定期間等を公表します。また、ネーミングライツ・パートナーは、協定の更新時に優先的に交渉することができます。

4. ネーミングライツ料の納入時期

ネーミングライツ料は、協定期間年度（4月1日～翌年3月31日）の5月末日までに1年分を一括して納入するものとします。ただし、年度途中で協定期間が満了となる場合、1年分の12分の1に月数を乗じた額（1円未満四捨五入）とします。

5. リスクの責任分担

新たに設置した別称のサイン等により第三者に損害が生じた場合の負担や、対象施設等につけた別称又はサイン等が第三者の保有する著作権、商標権その他知的財産権を侵害した場合の責任及び負担は、ネーミングライツ・パートナーが負うこととします。

6. 協定の解除

ネーミングライツ・パートナーの信用失墜行為に伴い、対象施設等のイメージが損なわれるおそれが生じた場合は、本学は期間満了を待たずに協定を解除できることとします。

また、ネーミングライツ・パートナーの事情等により協定の継続が困難な場合は、1か月以上前に本学へ協定の解除を申し出てください。

ただし、すでに納付済みのネーミングライツ料の返還はできません。

これらの協定解除に伴う原状回復に必要な費用は、ネーミングライツ・パートナーの負担とします。

7. 申込書の提出先及び問い合わせ先

京都工芸繊維大学 会計課総務係

〒606-8585 京都市左京区松ヶ崎橋上町1番地

電話：075-724-7045

Eメール：kitzaimusomu@jim.kit.ac.jp

※ 対象施設等の現場確認を希望される場合は、事前に上記問い合わせ先までご連絡ください。

※ 申込を受理しましたら、Eメールや電話等にて連絡させていただきます。数日経っても連絡がない場合はこちらに届いていないこともありますので、確認の連絡をお願いいたします。